美馬市 建設機械等借上及び運転労務等に係る単価表

令和７年１０月１日以降に発注する工事等に適用]

機　械　名	規　格	単位	機械等賃借料	備　考	参　考 （適用職種）
機械費					
小型バックホウ（後方超小旋回）	0.025(0.02)m3	h	2,140 円	運転手等別途計上	特殊作業員
小型バックホウ（後方超小旋回）	0.066(0.05)m3	h	2,510 円	〃	特殊作業員
小型バックホウ（後方超小旋回）	0.08(0.06)m3	h	3,030 円	〃	特殊作業員
小型バックホウ（後方超小旋回･ｸﾚｰﾝ機能付）	0.08(0.06)m3、0.8t吊	h	3,320 円	〃	特殊作業員
小型バックホウ（後方超小旋回）	0.11(0.09)m3	h	3,130 円	〃	運転手（特殊）
小型バックホウ（後方超小旋回･ｸﾚｰﾝ機能付）	0.11(0.09)m3、0.9t吊	h	3,470 円	〃	運転手（特殊）
小型バックホウ	0.13(0.10)m3	h	3,380 円	〃	運転手（特殊）
小型バックホウ（ｸﾚｰﾝ機能付）	0.13(0.11)m3、0.9t吊	h	3,650 円	〃	運転手（特殊）
バックホウ	0.28(0.2)m3	h	3,560 円	〃	運転手（特殊）
バックホウ（ｸﾚｰﾝ機能付）	0.28(0.2)m3、1.7t吊	h	3,680 円	〃	運転手（特殊）
バックホウ	0.45(0.35)m3	h	4,660 円	〃	運転手（特殊）
バックホウ（ｸﾚｰﾝ機能付）	0.45(0.35)m3、2.9t吊	h	4,860 円	〃	運転手（特殊）
バックホウ	0.6(0.5)m3	h	5,400 円	〃	運転手（特殊）
バックホウ	0.8(0.6)m3	h	7,330 円	〃	運転手（特殊）
ホイールローダ	0.3m3	h	3,330 円	〃	運転手（一般）
ホイールローダ	0.4m3	h	3,680 円	〃	運転手（一般）
ホイールローダ	0.5m3	h	4,180 円	〃	運転手（特殊）
ホイールローダ	0.9～1.0m3	h	5,390 円	〃	運転手（特殊）
ホイールローダ	1.3～1.4m3	h	6,010 円	〃	運転手（特殊）
ホイールローダ	1.5～1.7m3	h	7,860 円	〃	運転手（特殊）
ホイールローダ	1.9～2.1m3	h	9,180 円	〃	運転手（特殊）
ホイールローダ	2.5～2.9m3	h	10,600 円	〃	運転手（特殊）
ダンプトラック	2t積級	h	2,720 円	〃	運転手（一般）
ダンプトラック	3t積級	h	3,000 円	〃	運転手（一般）
ダンプトラック	4t積級	h	3,600 円	〃	運転手（一般）
ダンプトラック	10t積級	h	6,860 円	〃	運転手（一般）
トラック	2t積	h	3,350 円	〃	運転手（一般）
トラック	3～3.5t積	h	3,640 円	〃	運転手（一般）
トラック	4～4.5t積	h	4,200 円	〃	運転手（一般）
トラック	7～8t積	h	5,440 円	〃	運転手（一般）
トラック	10～11t積	h	7,120 円	〃	運転手（一般）
トラック（クレーン装置付）	2t積　2.9t吊	h	3,220 円	〃	運転手（特殊）
トラック（クレーン装置付）	3～3.5t積　2.9t吊	h	3,700 円	〃	運転手（特殊）
トラック（クレーン装置付）	4～4.5t積　2.9t吊	h	3,960 円	〃	運転手（特殊）
トレーラ	15t積	h	7,440 円	〃	運転手（特殊）

トレーラ	25t積	h	9,390 円	運転手等別途計上	運転手（特殊）
ラフテレーンクレーン	10t	h	6,380 円	〃	運転手（特殊）
ラフテレーンクレーン	16t	h	8,100 円	〃	運転手（特殊）
ラフテレーンクレーン	20t	h	8,440 円	〃	運転手（特殊）
ラフテレーンクレーン	25t	h	9,430 円	〃	運転手（特殊）
高所作業車	作業床高11.0～12.0m	h	5,010 円	〃	運転手（特殊）
高所作業車	作業床高22.0m	h	6,590 円	〃	運転手（特殊）
モータグレーダ	ブレード幅 3.1m	h	7,790 円	〃	運転手（特殊）
タイヤローラー	3～4t	h	3,840 円	〃	運転手（特殊）
タイヤローラー	8～20t	h	6,850 円	〃	運転手（特殊）
振動ローラ（タンデム式）	3～5t	h	6,000 円	〃	運転手（特殊）
振動ローラ（コンバインド式）	3～5t	h	5,790 円	〃	運転手（特殊）
ライトバン	1.5L	h	4,230 円	〃	運転手（一般）
草刈機（肩掛式）	カッタ径 φ255mm	h	171 円	〃	普通作業員
チェンソー	鋸長350mm	h	158 円	〃	普通作業員
軽トラック	350kg	h	1,600 円	〃	運転手（一般）

運転労務等適用職種	単　　価	単位	昼　間 (8時～17時)	夜　間 (17時～22時) (5時～ 8時)	深　夜 (22時～5時)
運転等労務費					
運転手（特殊）	日額　23,200円	h	2,900	3,460	4,030
運転手（一般）	日額　22,100円	h	2,760	3,310	3,860
特殊作業員	日額　24,900円	h	3,110	3,710	4,310
土木一般世話役	日額　28,000円	h	3,500	4,180	4,860
普通作業員	日額　23,400円	h	2,930	3,530	4,140
軽作業員	日額　16,800円	h	2,100	2,550	2,990
配管工	日額　24,300円	h	3,040	3,620	4,200
電工	日額　25,200円	h	3,150	3,710	4,260
電気点検技術者	日額　38,600円	h	4,830	5,560	6,300
電気点検技術員	日額　29,700円	h	3,710	4,280	4,840
交通誘導警備員Ａ	日額　16,700円	h	2,090	2,540	2,980
交通誘導警備員Ｂ	日額　15,000円	h	1,880	2,300	2,730

（留意事項）

※１　建設機械の賃借料及び運転等労務費は、徳島県県土整備部土木工事標準積算基準書及び徳島県土木工事実施設計単価表に基づき、上表に示す１時間当たりの機械等賃借料及び労務費により算出した金額に、諸経費率を乗じて得た金額を加えた金額（千円未満切捨て）とする。なお、当該諸経費率は、25％とする。

※２　建設機械の賃借料の算出に当たっては、実際の作業に要した時間を対象とする。この場合において、実際の作業に要した時間とは、当該建設機械が目的の作業を行う時間、作業のための自走による移動時間、作業待ち等によるエンジンの空転時間（実際にエンジンを稼働させている時間をいう。）その他作業に関連する時間等をいう。

※３　運転等労務費の算出に当たっては、実際の運転その他の作業に要した時間を対象とする。ただし、交通誘導警備員については、半日（４時間以内）又は１日（８時間以内）を単位として取り扱うことができる。

※４　作業員等の移動に使用した車両については、実際の移動に要した時間のみ算入するものとする。

※５　資機材の運搬に使用した車両及び実際の作業で使用した資機材については、実際の運搬及び作業に要した時間に加えて、作業待ち等による待機時間その他作業に関連する時間等も算入することができる。

※６　上記２から５までに定める実際の作業等に要した時間については、市職員が現場立会等を行った場合は当該職員の指示するところによるものとする。また、受注者が建設機械及び資機材をレンタルした場合は、市職員との協議により、実情に応じて半日（４時間以内）又は１日（８時間以内）を単位として取り扱うことができる。

※７　建設機械の運搬（回送）については、当該建設機械の規格に応じ、上表に示すトラック（２ｔ積～１１ｔ積）又はトレーラ（１５ｔ積又は２５ｔ積）の１時間当たりの機械等賃借料により算出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、市と協議し、必要な経費を計上することができる。

※８　上表に示す建設機械のうちホイールローダ及びモーターグレーダについては、除雪作業に使用する場合に限り、同表に示す１時間当たりの機械等賃借料に、次の損耗費を加算することができる。

＜タイヤチェーン＞	ホイールローダ　・・・	１時間当たりの損耗費	731円
	モータグレーダ　・・・	１時間当たりの損耗費	647円
＜路面整正用切刃＞	ホイールローダ　・・・	１時間当たりの損耗費	666円
	モータグレーダ　・・・	１時間当たりの損耗費	648円

※９　ライトバンについては、原則として、市から依頼された現況等の確認・巡視について使用するものとする。

※１０　受注者は、市に対し、請求書、作業日報及び管理写真（作業前・作業状況・作業完了、使用機械・資機材等を撮影・整理したもの）を提出するものとする。ただし、市職員が現場立会等を行った場合は、作業日報の提出は要しない。この場合において、請求書には作業を行った日時、場所、使用した建設機械及び資機材、実際の作業に従事した作業員等の職種及び人数等の明細を記載の上、上記の「※１」に定める方法により請求額を算出するものとする。

※１１　市は、受注者の提出する適法な支払請求を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

※１２　この書面に定めのない事項については、工事又は業務の所管課と受注者が協議して定めるものとする。